

# 働き方改革に取り組みましょう！ 法令改正のポイント、各種支援のご案内



茨 ひより(茨城県公認Vtuber)

## 法改正の内容

労働基準法改正により残業時間の上限が規制されました。

現行

大企業 2019年4月1日～  
中小企業 2020年4月1日～

時間外労働（残業時間）については、右図のとおり、上限規制が適用されています。

ただし、建設事業は上限規制の適用が2024年3月31日まで猶予されています。

2024年(令和6年)  
4月1日～



法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

法律による上限(例外)

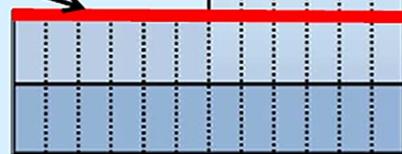
- ・年720時間
- ・複数月平均80時間\*
- ・月100時間未満\*

\* 休日労働を含む  
(特別条項/年間6か月まで)

法律による上限(原則)

- ・月45時間
- ・年360時間

残業時間(原則)  
月45時間  
年360時間  
法定労働時間  
1日8時間  
週40時間



月残業80時間  
1日残業4時間程度

1年間=12か月

## 建設事業にも時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働は原則として、月45時間、年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、

時間外労働が年720時間以内

時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、

時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均で全て月80時間以内

時間外労働が月45時間を超えることができるのは年間6か月まで

となります。ただし、災害の復旧・復興の事業については、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

労働時間は、労働基準法で原則1日8時間、1週間40時間と定められています。

1日8時間又は1週40時間を超えて労働させる場合は、労働者の過半数を代表する者と労使協定（36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署に届出する必要があります。



こちらから36協定を作成できます

## TOPIX

### ～完全週休二日制促進工事～

建設業は、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないなどの課題に対し、労働者の健康確保やワークライフバランスの確保の改善、将来の担い手確保の観点から安定した休日の確保が重要となっています。

また、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、計画的に建設現場において週休2日制の推進が必要であることから、県土木部では、現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則全て、発注者指定型及び受注者希望型の対象とするなど、週休2日制の導入を推進しています。

### <県土木部発注工事における実施状況>

H30	R1	R2	R3
21件	105件	205件	248件

令和5・6年度茨城県建設  
工事入札参加資格審査に  
**働き方改革**  
の項目が追加されました。



## 建設キャリアアップシステム

＜システムを利用したい方はこちら＞

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につながる**仕組みです。これにより、若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、技能・経験に応じて**処遇を改善する**、**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指し、国と建設業団体で連携して、システムの普及・促進に取り組んでいます。

システムへの登録はお済ですか？



＜建設キャリアアップシステムの概要＞ システム運営：（一財）建設業振興基金



## 労働時間相談・支援コーナー

＜監督署職員による支援を受けたい方はこちら＞

各労働基準監督署において、時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般や時間外労働削減に向けた取組について、相談・支援を行っています。個別訪問によるご相談にも対応しており、お悩みに沿った解決策をご提案します。

水戸	029-226-2237	日立	0294-22-5187	土浦	029-821-5127
筑西	0296-22-4564	古河	0280-32-3232	常総	0297-22-0264
龍ヶ崎	0297-62-3331	鹿嶋	0299-83-8461		

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



## 茨城働き方改革推進支援センター

＜労務管理の専門家による支援を受けたい方はこちら＞

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

受諾団体：株式会社タスクールPlus 0120-971-728  
 FAX:029-302-3472 E-mail: ibaraki@task-work.com  
 受付時間：9時～17時（土・日・祝祭日を除く）



## 建設事業主等に対する助成金

＜助成金を利用したい方はこちら＞

建設事業主の皆様が活用できる各種助成金を掲載しています。建設業における労働者の育成及び技術継承を図るなど、建設労働者の雇用の安定、能力の開発向上などの取り組みに対して助成金が受けられます。

茨城労働局職業安定部職業対策課 029-224-6219

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



## ○茨城県建設業関係労働時間削減推進協議会

- ・国土交通省関東地方整備局
- ・茨城県土木部
- ・一般社団法人茨城県建設業協会
- ・茨城働き方改革推進支援センター
- ・茨城労働局（事務局：労働基準部監督課）

（R4.10）